

平成26年度の組織改正について

平成26年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、施策の推進体制の強化や新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

1 基本方針

- (1) 新たな行政課題への的確な対応
- (2) 施策の迅速、効率的な推進体制の整備
- (3) 時宜に応じた体制の整備

2 組織改正の主なポイント

(1) 市制100周年記念事業の準備に係る体制整備

平成28年度に市制100周年を迎えるにあたり、今後その準備事務が本格化していくことに加え、庁内外に向けた連絡・連携体制を構築する必要があること、また、市内外へのアピール強化といった観点から、企画財政局政策部に市制100周年記念担当課を新たに設置するとともに、まちづくり企画・調査担当課から関係業務を移管する。

(2) シティプロモーションの推進強化に係る体制整備

本市のシティプロモーションの行動理念を全庁的により深く根付かせるとともに、幅広い活動へとつなげていく必要があること、また、様々な広報媒体による戦略的・効果的な情報発信の強化を行っていくために、これらを推進する体制として、企画財政局シティプロモーション推進部に魅力発信・報道担当課を新たに設置し、都市魅力創造発信課から関係業務を移管する。

(3) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応に係る体制整備

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、政省令等が整備され、平成28年1月から制度利用開始の予定であり、これに合わせて、本市においても、制度に伴う事務の見直しや各システムの改修、また、個人情報保護条例や規則の改正及び特定個人情報保護評価の実施など、新たな制度設計を進めて行く必要がある。

これらの多種多様な事務に係る市全体の進行管理などを行う役割として、また併せて、本市の情報統計の更なる推進を担う役割として、総務局に情報化推進担当部を新たに設置する。

(4) 子ども・子育て支援新制度の本格実施等に係る体制整備

子ども・子育て支援新制度について、平成27年4月の本格運用開始に向けて、新たな幼保連携型認定こども園の認可や新制度利用者の受付、入所調整などを行

っていく必要があることから、新制度に伴う入所受付、入所調整など入所全般に関する業務、さらに法人に対しての施設認可業務などを行う体制として、こども青少年局保育担当部（下記参照）に入所・認可担当課を新たに設置する。

また、保育所については、民間移管をはじめ待機児童対策など、円滑かつ速やかに対応しなければならない諸課題があり、これらに対する取組を強化する必要があることなどから、こども青少年局に保育担当部を新たに設置する。

(5) 経済環境局経済部所管の地方卸売市場及び外郭団体の今後の方向性に係る実施体制の整備（経済環境局）

平成25年12月末に地方卸売市場（以下「市場」という。）の青果部卸売業者が業務を停止したことを受け、今後、市場機能の維持とともに効率的な運営を図っていくためには、市場の今後のあり方を早期かつ具体的に検討するとともに、市場関係者等との調整や協議を進めていく必要がある。

また、経済部所管の外郭団体（以下「外郭団体」という。）については、資産統括局で現在検討している本市の外郭団体の今後の方向性を踏まえる中で、外郭団体それぞれの今後の課題解決や理想的な運営形態の確立に向けて、具体的な実施に向けた事務を速やかに着手していく必要がある。

これらの事務を効率的に執行するとともに、市場関係者及び外郭団体との連携・連絡の強化を図るため、経済環境局に経済特命担当部を新たに設置する。

以 上